

5 文科初第 800 号
令和 5 年 7 月 12 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

マイナンバーによる情報連携に係る事務の実態把握について（依頼）

昨今、マイナンバーへの各種情報の紐付けを誤る事案が全国的に発生していることを受けて、政府全体として、マイナンバーによる情報連携に係る事務の総点検を行うこととなりました。

このため、文部科学省が所管する制度のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）において、特定個人情報の提供が定められている事務等について、事務の実態や紐付け情報の点検を行うことになりましたので、御協力のほどお願いいたします。

まずは、各制度の事務を主管する部署において、マイナンバーを取得する際や情報紐付けを行う際の事務処理の実態を把握させていただきます。については、下記の調査対象事務について、別添の調査票により 7 月 25 日（火）までに回答を提出願います。

なお、今回の調査への回答を踏まえて、マイナンバーへ各種情報が正しく紐付けられているか等の総点検を行う対象の機関を特定することとしていますので、貴自治体のマイナンバー制度主管課や就学援助事務担当課等の関係部署とも連携した上で回答いただくようお願いいたします。

記

1. 調査の対象となる事務

- 特別支援教育就学奨励費
- 学校保健安全法に基づく医療費援助

2. 調査の内容等

以下の通り、調査対象の事務ごとに調査様式を分けています。なお、回答に際して補足説明等がある場合は、各調査様式に資料を添付していますので参照してください。

<各都道府県で回答を作成し提出するもの>

- 調査様式（特別支援教育就学奨励費）

<各都道府県での回答に加え、市区町村の回答も取りまとめて提出するもの>

- 調査様式（医療費援助）

※ 都道府県教育委員会におかれては、域内市区町村教育委員会に対して調査様式を送付いただくとともに、回答を取りまとめた上で期日までに御提出ください。

3. 提出先メールアドレス

メール送付の際には、件名を「マイナンバー調査回答（〇〇県）」として、以下のアドレス宛に送付願います。

- 特別支援教育就学奨励費

特別支援教育課 tokubetu@mext.go.jp

- 学校保健安全法に基づく医療費援助

健康教育・食育課 kenshoku@mext.go.jp

4. 留意事項

- ・ 調査表の回答においては、回答の選択に迷う場合や一部で対応できていない紐付け事務がある場合には、より紐付け業務について対応できていない選択肢を選択するなど、より慎重な選択肢を選択するようお願いいたします。
- ・ 集計作業の効率化等のため、エクセルの入力規則に従って入力するようお願いいたします。既に組み込んでいる関数などは編集しないようご注意ください。
- ・ 回答いただく際には、紐付け実施機関として責任を持った回答をお願いします。
- ・ これまで紐付けを行った実績がない場合には調査項目への回答は不要ですので、「回答者情報」のみ入力いただき提出をお願いいたします。なお、紐付け実績の有無については、貴自治体のマイナンバー制度主管課や就学援助事務担当課等の関係部署にも必ず確認いただくようお願いいたします。

【参考資料】

- ・ マイナンバー情報総点検に関する関係府省担当課室長説明会配布資料

<本件連絡先>

- 特別支援教育就学奨励費に関すること

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課

03-6734-2430

- 医療費援助に関すること

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

03-6734-2692

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

回答者情報

制度分類	21_子ども・子育て(教育・就学支援)		◆リストから選択
組織区分			◆リストから選択 ※「機関一覧」シートのF列をご参照ください。
機関コード		#N/A	◆入力 ※「機関一覧」シートから、該当の機関コードを入力ください。すると、機関名が表示されますので、誤りが無いかご確認ください。
特定個人情報番号	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報	◆入力 ※「特定個人情報一覧」シートから対応する特定個人情報の番号を半角数字で入力ください。
制度情報(自由記載)			◆自由入力 ※1つの特定個人情報に複数の制度が含まれるなど、どの情報についての調査表なのかを特定する必要がある場合などに記載ください(空欄可)。
担当部署名			◆入力 ※記載例:保険局健康保険課健康保健係
回答責任者役職			◆入力 ※課長以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようお願いいたします。
回答責任者氏名			◆入力 ※氏と名の間に空白を入力ください。
回答責任者氏名カナ			◆入力 ※氏と名の間に空白を入力ください。
担当者氏名			◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先のお願いをいたします。
電話番号			◆入力 ※ハイフンなしの市外局番から記載ください。代表番号を記載する場合は、内線番号も記載ください。
メールアドレス			◆入力

情報未入力あり

未回答あり

調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)における各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合は、②と回答すること	1
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)における各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。 ※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合に、②と回答すること	1
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	1
	③を選択の場合、予定年月を記載してください。 例: 2023年8月にマニュアル策定予定であるならば、「2023/8」と記載。	0
3	※以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態をご回答ください。 各種申請において申請者(申請者が家族であることを含む)よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	1
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	1
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	1
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	<input type="checkbox"/> ①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 <input type="checkbox"/> ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と一致(※)している場合に限る。以下同じ。)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システム等からマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 (※)住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は一致とみなす。	1
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	1
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	1
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。	1
7-5	【Q7-4において②と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	<input type="checkbox"/> ①漢字氏名 <input type="checkbox"/> ②カナ氏名 <input type="checkbox"/> ③生年月日 <input type="checkbox"/> ④性別 <input type="checkbox"/> ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	1
	①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)	0
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	1
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	1
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	1

(※)「別途の方法」の例
例1 当初のマイナンバー照会の際には用いなかった本人確認4情報を追加的に用い、複数担当者・複数回による確認を経て、最終的には本人確認4情報全てにより特定
例2 住所として表示された場所にマイナンバーを照会する文書を送付し、マイナンバーを確認 等

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

回答者情報

制度分類	09_健康・医療(学校保健)
組織区分	
機関コード	#N/A
特定個人情報番号	30 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報
制度情報(自由記載)	
担当部署名	
回答責任者役職	
回答責任者氏名	
回答責任者氏名カナ	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

情報未入力あり

- × 入力不要
- ◆ リストから選択 ※「機関一覧」シートのF列をご参照ください。
- ◆ 入力 ※「機関一覧」シートから、該当の機関コードを入力ください。すると、機関名が表示されますので、誤りが無いかご確認ください。
- × 入力不要
- ◆ 自由入力 ※1つの特定個人情報に複数の制度が含まれるなど、どの情報についての調査表なのかを特定する必要がある場合などに記載ください(空欄可)。
- ◆ 入力 ※記載例: 保険局健康保険課健康保健係
- ◆ 入力 ※課長以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバラつきがないようお願いいたします。
- ◆ 入力 ※氏と名の間に空白を入力ください。
- ◆ 入力 ※氏と名の間に空白を入力ください。
- ◆ 入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
- ◆ 入力 ※ハイフンなしの市外局番から記載ください。代表番号を記載する場合は、内線番号も記載ください。
- ◆ 入力

未回答あり

調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)における各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合は、②と回答すること	1
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)における各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。 ※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合に、②と回答すること	1
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	1
③を選択の場合、予定年月を記載してください。 例: 2023年8月にマニュアル策定予定であるならば、「2023/8」と記載。		0
3	※以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態をご回答ください。 各種申請において申請者(申請者が家族であることを含む)よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	1
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	1
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	1
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と一致(※)している場合に限る。以下同じ。)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システム等からマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 (※)住所表記のゆれ(例: 5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は一致とみなす。	1
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	1
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	1
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。	1
7-5	【Q7-4において②と回答した場合】 その情報はどれか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①漢字氏名 ②カナ氏名 ③生年月日 ④性別 ⑤住所
8-1	氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。	1
①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)		0
8-2	【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。	1
9	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。	1
10	過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。	1

(※)「別途の方法」の例
例1 当初のマイナンバー照会の際には用いなかった本人確認4情報を追加的に用い、複数担当者・複数回による確認を経て、最終的には本人確認4情報全てにより特定
例2 住所として表示された場所にマイナンバーを照会する文書を送付し、マイナンバーを確認 等

マイナンバー情報連携関係実態調査の補足説明について

【Q1-1、1-2 の補足】

○設問に該当する、「…自動連携によりマイナンバーを取得する機能」を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合には、②を回答されたい。

【Q2 の補足】

○設問中のマニュアルとは、業務システム等により管理している情報に正確なマイナンバーを登録(紐付け)するための手続きを記載したマニュアルを意味しており、たとえば住基ネット(J-LIS 照会)の操作方法のみのマニュアル等だけ決めていても、紐付け業務に関するマニュアルを定めていることにはならない。

○市町村が回答する場合、市町村では「紐付け業務に関するマニュアル」を作成しておらず、都道府県が作成した管内市町村用のマニュアルを利用している場合は、④を回答されたい。

【Q3、Q5 の補足】

○Q3 において、各種申請においてマイナンバーの記載を求めている場合には、申請者からマイナンバーの記載がない場合であっても、①を回答されたい。

また申請者からマイナンバーの記載がない場合に、紐付け実施機関が本人や事業者に対し、直接連絡をとり、マイナンバー確認書類等に基づきマイナンバーを取得している場合には、Q5 ①を回答されたい。

【Q4 の補足】

○設問中の「本人以外(事業主等)」の「等」には、紐付け実施機関が都道府県である場合であって、申請書を受け付け、都道府県に回付する市町村が含まれる。なお、「本人以外(事業主等)」の「等」には、家族は含まれない。

○なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 16 条においては、「本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。」と規定されていることを申し添える。

【Q6 の補足】

○Q3 で②(申請者よりマイナンバーの記載または提示を求めている。)を選択し、マイナンバーを取得せず各種申請受付事務を進める場合など、①②いずれにも該当しない場合には Q6 の選択肢いずれにも○を付けないこと。

【Q10 の補足】

○自治体等が紐付け誤りのおそれがある事例(過去分も含む)を把握した場合には、まずは通知の照会先に相談されたい。なお、国としては、把握した紐付け誤り事案について、今後定期的に公表する予定としている。

○「過去」の範囲については、マイナンバー法施行以降、遡及可能な範囲である。

【その他】

○紐付け実績がない場合には、その旨を回答されたい(調査表への回答は不要)。

○本調査については、調査票記入日時点の情報で回答されたい。

マイナンバー情報総点検に関する関係府省担当課室長説明会

令和5年6月30日
17時00分～17時30分
8号館講堂

次 第

1. 開会のあいさつ
2. マイナンバーと情報連携対象情報の紐付け誤り事案の概要と総点検に関する基本的な対応方針について
3. マイナンバーを利用した情報連携対象情報を所管する関係府省担当課室における総点検の実施に向けた取組について
4. 質疑応答

健康保険証の紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の資格情報に紐付いた事案
令和3年10月～令和4年11月末まで
誤登録7,312件
うち薬剤情報等が閲覧された件数6件
- ・ 令和4年12月～令和5年5月22日まで
誤登録60件
うち薬剤情報等が閲覧された件数4件

■ 原因

- ・ 資格取得時にマイナンバーの記載がなかったため、保険者において、J-LISに本人情報を照会したが、本来、国から示された通知に則り、4情報（氏名、生年月日、性別、住所）が一致した場合のみ登録すべきところ、異なる方法で実施し、別人の情報を登録した。

■ 対策

(1) 新規事案の発生防止

- ・ マイナンバーの記載義務を法令上明確化【省令改正:6/1施行】
- ・ 新規登録時に全件J-LIS照会を実施【システム改修、来年度から実施予定】

(2) 既存データの総点検

- ・ 全保険者に対し、点検を要請。6月末までの作業状況の報告、7月末までに作業結果の報告を求める
- ・ 登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、疑いがあるものについて本人確認を行う

地方職員共済組合での紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の年金情報に紐付いた事案
 - ・ マイナポータルに別人の年金情報が表示された（1件）
- ※年金の支給額や掛金額への影響はない

■ 原因

- ・ 地方職員共済組合において、元組合員の情報をシステムに登録する際マイナンバーの記載がなかったため、J-LISに本人情報を照会したが、誤った氏名（旧姓）で照会を行った上で住所情報の合致を確認しなかった。

■ 対策

(1) 新規事案の発生防止

- ・ 資格取得・裁定請求時のマイナンバーの記載を徹底することとし、関係省令を改正
- ・ 提出されたマイナンバーが正確かどうかを確認するため、全件にわたりJ-LISに照会し、登録データとJ-LISのデータを照合

(2) 既存データの総点検

- ・ 登録済みデータ全体を対象にJ-LIS照会を行い、疑いがあるものについて本人確認を行う
 - ・ 7月末までに作業結果の報告を求める
- ※ 新規事案の発生防止と既存データの総点検は、全ての共済年金（地方公務員共済に加え、国家公務員共済、私立学校教職員共済）において同様の対策を実施。

障害者手帳情報の紐付け誤り

■ 事案の概要

- ・ 別人の障害者手帳情報に紐付いた事案
- 累計件数は、62件（静岡県）（6/20公表）

■ 原因

- ① マイナンバーの記載がなく、自治体が、J-LISへの照会で障害者のマイナンバーを取得する際に、住所を含まないカナ氏名、生年月日のみを用いて照会を行い、十分な確認を経ないまま、同姓同名である他人のマイナンバーが紐付いた。
- ② 削除すべき情報が自治体の手帳システムに残っていたため、マイナンバーに複数の手帳記録を紐付けてしまった。

■ 対策

(1) 事務処理状況の確認（7月中）

- ・ 全国の自治体で、氏名、生年月日、性別、住所を用いた確認が行われているかなど、紐付けの事務処理の実情を確認

(2) 紐付けについての点検

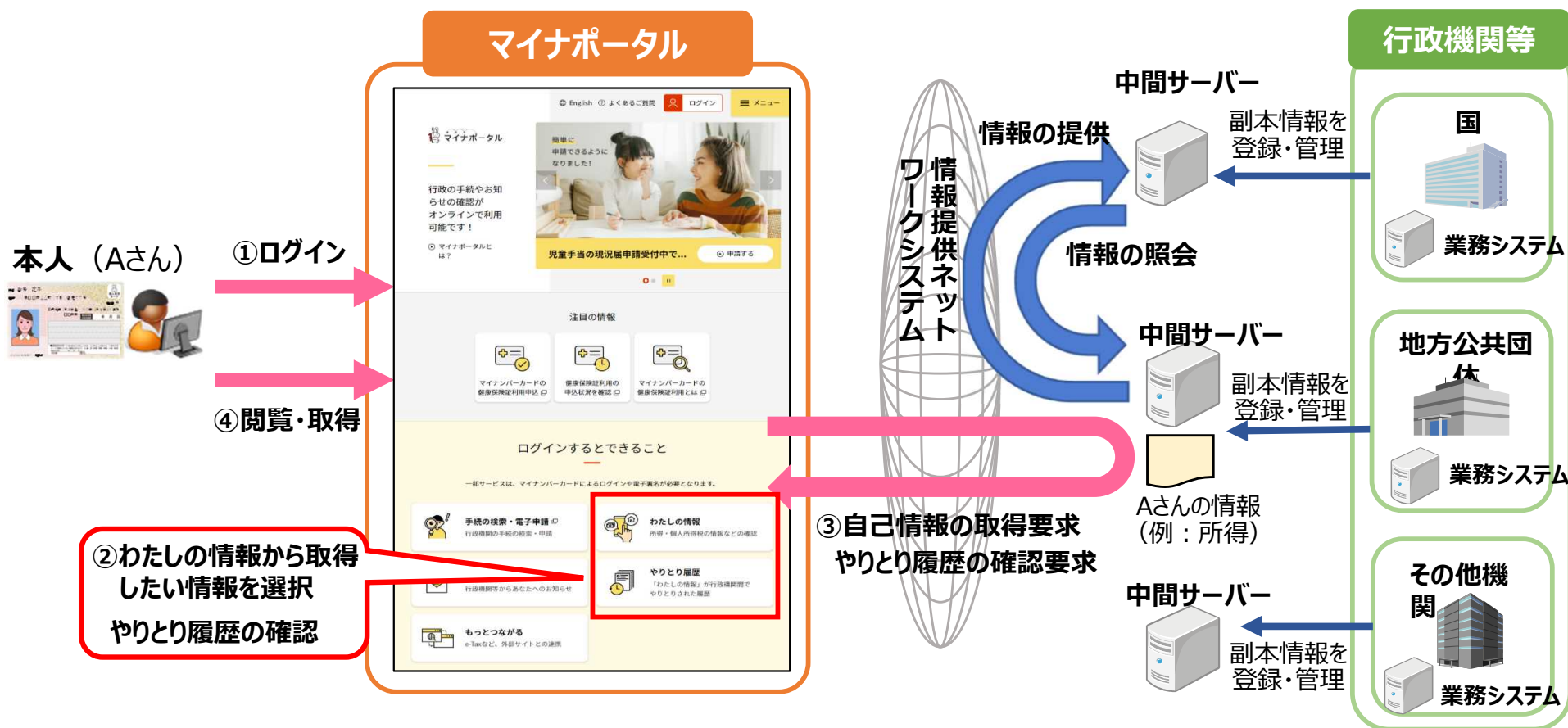
- ・ 住所を含まない氏名、生年月日などでマイナンバーを照会している自治体は、氏名、生年月日、性別、住所を活用するなどにより、適切に紐付けているか確認。
- ・ システム仕様等の問題を解消。

(3) 自治体の事務処理方法の見直し

- ・ 手帳申請様式のマイナンバーの記載欄に申請者からの記載を求めた上で、住基ネットによる照会で確認するなど、自治体の事務処理方法を見直す。

マイナンバー制度の情報連携とマイナポータルによる自己情報の開示の仕組み

- 行政機関等は、マイナンバー法に基づき、互いに情報の照会と提供を行う個人の情報について、中間サーバーに副本情報として登録・管理し、情報提供ネットワークシステムを通じて、情報連携する仕組みとしています。
- マイナポータルは、行政機関等が中間サーバーに登録し、情報連携する自己情報について、本人が照会し、閲覧・取得できる機能、自分の情報をどの行政機関等が照会・提供したかについて確認する機能を提供しています。



健康・医療

1 健康保険証情報	保険者名、被保険者証記号・番号・枝番等の健康保険証の情報
2 診療・薬剤情報	医療機関・薬局における診療やお薬・処方・調剤の情報（ジェネリック薬品による削減可能額も確認できます）
3 医療費通知情報	医療機関等を受診し、医療機関等で支払った医療費の情報
4 予防接種	自治体が保有する予防接種の実施に関する情報（四種混合、BCG、日本脳炎等）
5 特定健診情報・後期高齢者健診情報	40歳以上の方の、メタボリックシンドロームに着目した健診結果の情報
6 検診情報	がん、肝炎ウイルス、歯周疾患等の検診結果の情報
7 医療保険	健康保険・後期高齢者医療等の医療保険の保険証の資格情報、出産育児一時金や高額療養費などの給付情報
8 医療保険その他	医療保険の資格・給付情報のうち、制度間の支給調整に使用される情報
9 学校保健	学校病（感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病）治療で生活保護家庭向けに援助される医療費に関する情報
10 難病患者支援	難病患者に対する特定医療費の支給開始年月、支給終了年月、支給年月の情報
11 保険証の被保険者番号等	健康保険証の券面に記載の被保険者番号等の情報
12 医療保険情報の提供状況	医療保険情報が提供された状況・履歴

税・所得・口座情報

13 税・所得	ご本人の所得及び個人住民税に関する情報（例年7月頃までに更新）
14 医療費通知情報	医療機関等を受診し、医療機関等で支払った医療費の情報
15 公金受取口座	銀行名、支店名、口座番号、および口座名義カナなどの公金受取口座の情報

年金関係

16 年金	公的年金の年金資格記録情報、年金支払額や振込予定日等の給付情報
17 年金その他	公的年金の給付情報のうち制度間の支給調整に使用される情報、年金生活者支援金の情報

子ども・子育て

18 児童手当	児童手当の支払額・支給年月等の情報
19 ひとり親家庭	ひとり親家庭向けの児童扶養手当・自立支援金などの給付情報
20 母子保健	妊娠届の情報、妊産婦・乳幼児の健康診断情報、未熟児の養育医療費の給付情報
21 教育・就学支援	特別支援学校の就学奨励費の情報
22 障害児支援・小児慢性特定疾病医療	障害児支援・小児慢性特定疾病医療に関する給付や支援に関する情報

世帯情報

23 世帯情報	ご本人の住民票記録情報（マイナンバーカードに記載されていない続柄コードを確認可能）
---------	---

福祉・介護

24 障害保健福祉	障害者手帳、療養介護・自立支援に係る給付情報
25 生活保護	生活保護に関する情報（支給開始年月日、生活保護の支給額、就労自立給付金・進学準備給付金の支給情報等）
26 中国残留邦人等支援	中国残留邦人等への支援給付の開始年月日・終了年月日の情報
27 介護・高齢者福祉	介護保険に関する資格・給付情報（受給者基本情報、高額医療合算介護サービス費、自己負担額証明書情報等）

雇用保険・労災

28 雇用保険	雇用保険、教育訓練給付金に関する情報
29 労災補償	労働災害、地方公務員災害に関する給付情報（年金との支給調整で使用する情報）

マイナンバーによる情報連携の正確性確保に向けた総点検について

【目的】

医療保険以外にも、マイナンバーと制度固有番号との紐付け誤りが生じていることから、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、紐付けが正確に行われているか、必要な点検を行う。

【体制（案）】

- デジタル庁に総点検本部を設ける。対象となる情報を多く所管する厚生労働省及び地方自治体との連絡調整を担う総務省において、点検を着実に進める体制を整備する。
- 厚生労働省は、関連する全ての部局が参画した点検チームを設置し、個々の施策に係る総点検を実施。
- 総務省は、デジタル化推進等に関する省内本部の新たな業務として、マイナンバーの紐付けに関する総点検の推進を位置付け、自治体との連絡調整を実施。
- 関係省庁（こども家庭庁、総務省、財務省（国税庁）、文部科学省）の職員にデジタル庁総点検本部の職員として併任をかけ、厚生労働省の点検チームと協力し、それぞれの所管業務の点検を推進する。

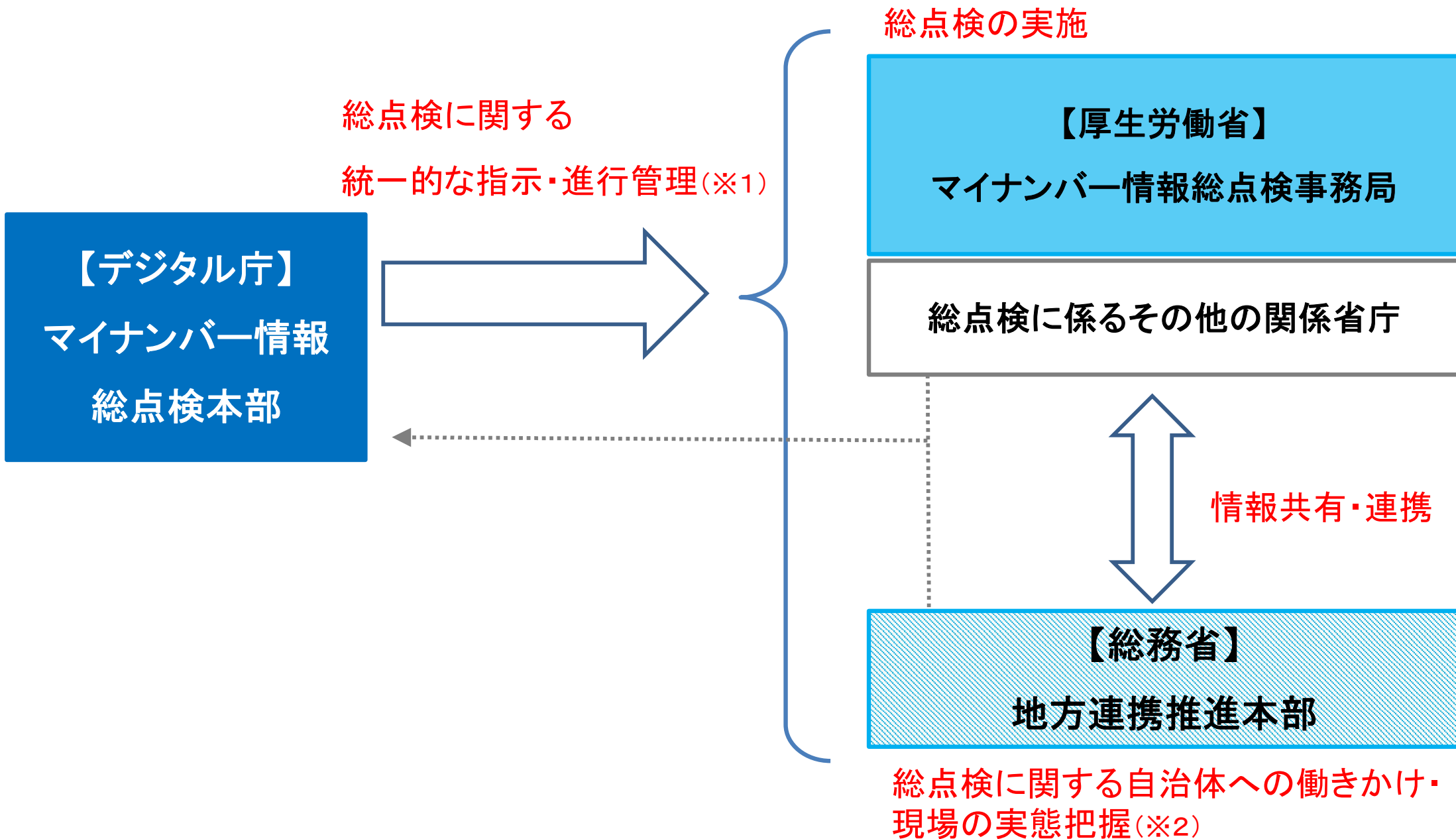
【基本的な進め方】

時期	対応
7月中	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁から紐付け実施機関に対し、現状の紐付け方法について確認を行う。具体的には以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①マイナンバー届出義務の有無、 ②マイナンバー未届出の場合のマイナンバー取得方法 ③J-LIS照会を行う場合の方法（氏名・生年月日・住所等のうち何種類を用いるか） など
原則として秋まで （8月末に中間報告）	<ul style="list-style-type: none"> ・紐付け方法の確認結果を踏まえ、氏名等のうち3種類以下の情報を用いてJ-LIS照会を実施した場合など、全ての個別データの総点検が必要なケースを整理する。 ・紐付け実施機関に対し、上記ケースに該当する場合には、以下を実施し、その結果の公表を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ①全データ点検、②誤紐付けの修正、③情報漏洩の有無に関する調査 など ・紐付け実施機関固有の事情により紐付け誤りが生じた事例については、その原因に沿って個別に対応

【再発防止策の方向性】

- 各種申請時等のマイナンバー記載義務化、機械的なJ-LIS照会の実施の検討、統一的な手順の提示等

総点検に関する政府の体制について



※1 内閣官房副長官補室は総点検本部に協力

※2 総務省は総点検の実施を担う「総点検に係るその他の関係省庁」の立場も兼ねる

総点検業務の依頼事項と今後の予定

- ・ 各所管府省担当課室等において、これまで発出した紐付け実施機関向けの紐付け方法の指示（省令、ガイドライン、マニュアル等）の有無及び内容を確認・提出。
- ・ 各所管府省担当課室等において、自治体出向職員等を通じて、所管業務の現場における、マイナンバーの取得やマイナンバーの紐付けの実態を確認。

【7月上旬頃】

- ・ 担当課室が紐付け方法を確認するための調査表を作成。全ての紐付け実施機関に送付。
 - ※ 調査表については、紐付け方法に関する汎用的な調査表をデジタル庁で作成。
 - ※ 送付方法については、各省庁局単位で一括送付するなど自治体等の負担に配慮。

【7月末頃】

- ・ 担当課室が調査表を回収。回答結果を整理・分析。

【8月上旬頃】

- ・ 回答結果に基づき、担当課室が個別データの総点検を求める紐付け実施機関を決定。
- ・ 個別データの総点検対象となった紐付け実施機関に対し、個別データの総点検を要請。

回答に当たっての留意事項

調査全体に係る留意事項

- ・直近での就学援助における医療費の援助の実施の有無に関わらず、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校（小中学部）を設置する全ての都道府県、市区町村について回答してください。
- ・医療費援助単独で認定を行っておらず、就学援助の認定の際に医療費も含めて行っている場合や、マイナンバーへの紐付け（副本情報の登録）は別の担当課にてまとめて行っている場合、業務システムに入力した援助実績等が自動的に副本情報として登録されている場合など、各教育委員会における事務処理には様々なケースが想定されます。このため、マイナンバー所管課や就学援助事務担当課などの関係課にも実態を確認した上で、回答いただくようお願いいたします。
- ・調査表の回答においては、設問で示された内容の一部について対応ができていない場合は、対応できていないものとして回答を選択するなど、今回の調査の趣旨を踏まえ、慎重に回答を行っていただきますようお願いいたします。
例：ほとんどの場合で住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所全部の情報により住基ネットの利用からマイナンバーを照会、取得しているものの、一部において、全部の情報ではなく、その一部の情報でマイナンバーの照会、取得を行っている場合には、Q7-1は②と回答する 等
- ・これまで紐付けを行った実績がない場合には調査項目への回答は不要ですので、「回答者情報」のみ入力いただき提出をお願いいたします。なお、紐付け実績の有無については、貴自治体のマイナンバー制度主管課や就学援助事務担当課等の関係部署にも必ず確認いただくようお願いいたします。
- ・都道府県教育委員会において市区町村教育委員会の回答を取りまとめる際には、回答漏れの有無などの確認をお願いいたします。（エラーチェックが2箇所にありますので未記入や未回答の表示がないか確認をお願いいたします。）

各調査項目に係る留意事項

- ・Q2 について、医療費援助における紐付け業務に関するマニュアルについて、文部科学省において定めたマニュアルやガイドライン等はないため、必ず①～③のどれかを選択するようにしてください。
- ・Q3 の「各種申請」については医療費援助に係る医療券の申請だけでなく、就学援助の中で医療費に係る事務を行っている場合には就学援助の申請も含まれますので、就学援助担当にも確認の上、回答をお願いいたします。

【調査票様式（医療費援助）の補足資料】

調査様式の文言の説明

①マイナポータル閲覧対象事務

番号利用法¹により、情報照会者から、特定の事務を処理するために必要な個人情報について情報提供ネットワークシステムを使用して提供を求められた場合、当該情報を中間サーバーに副本情報として登録することにより、同システムを通じて情報照会者に提供される情報連携が行われています。

他方、マイナポータルでは、中間サーバーに登録し、情報連携された自己情報について、本人が照会し閲覧できる機能、自分の情報をどの行政機関等が照会・提供したかについて確認する機能を提供しています。

このため、マイナポータル閲覧対象事務とは、番号利用法第 22 条第 1 項により、特定個人情報を提供しなければならないと定められている事務を指します。

②マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務

マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務とは、本人情報にマイナンバーを登録（紐付け）する業務及び副本情報の登録を行う業務を指します。

なお、医療費の援助について、副本情報の登録を行うべき情報は、下表のとおりです。

データ項目 (データ標準レイアウトにおける説明)	具体的な内容
医療費額（児童又は生徒が、感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、治療を学校長に指示された場合の医療費額を指定する）	学校保健安全法第 24 条の規定による <u>医療費に係る援助額</u>
支給年月日（上記の医療費額の支給年月日を指定する）	原則として <u>医療機関への支払年月日</u> ※支払事務を学校に委任等しており、 <u>支払年月日の特定が事務負担上困難な場合には、相当する日（予算の令達日等）で差し支えない。</u>
受診年月日（上記の医療費額の受診年月日を指定する）	当該医療費額に関する <u>初診日</u>
認定年月日（要保護者に準ずる程度に困窮している者として認定された年月日を指定する）	準要保護者としての認定年月日（ <u>医療費額が生じた認定年度に係る直接の認定年月日</u> ） 例：小 1 から引き続き認定されている小 6 について登録する場合、原則として、小 1 ではなく、小 6 の認定の年月日を入力する。
解除年月日 (要保護者に準ずる程度に困窮している者としての認定を解除された年月日を指定する)	「認定年月日」に対応する準要保護者としての認定を解除した年月日 ※「認定年月日」の入力をした者について、入力する。

¹ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を指す。

【調査票様式（医療費援助）の補足資料】

都道府県教育委員会における調査票取りまとめ方法について

1. 都道府県教育委員会において調査票に回答した後、「一覧用」シートの2行目をコピーしてください。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
1	エラーチェック1	エラーチェック2	制度分類	組織区分	機関コード	組織名	特定個人情報番号	制度情報	担当部署名	回答責任者役職	回答責任者氏名	回答責任者氏名
2	情報入力完了	回答完了	09_健康・医療	09_都道府県	02200010006	北海道		30	0XXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXX
3												
4												
5												
6												

2行目について、行全体を選択してコピーしてください。
 ※エラーチェックにエラーの該当がある場合には取りまとめ時に市町村へ確認をお願いします。

2. Excel ファイル「都道府県取りまとめ用」の2行目に、「一覧用」シートからコピーした都道府県教育委員会の回答を「値の貼り付け」にて貼りつけてください。（「値の貼り付け」以外の方法で貼り付けを行った場合、うまく回答が表示されませんので、必ず「値の貼り付け」にて作業を行ってください。）

3. 市区町村教育委員会から提出された回答記入済み調査票の「一覧用」シートの2行目についても同様にコピーし、「都道府県取りまとめ用」ファイルの3行目以降に順番に貼りつけてください。

4. 都道府県教育委員会と域内すべての市区町村教育委員会の回答を貼りつけた「都道府県取りまとめ用」ファイルを文部科学省にご提出ください。

※提出の際は、ファイル名に都道府県名を記入してください。

（例）【〇〇県】都道府県用取りまとめ用.xls

※注意事項

紐付け実績がない場合には、「基本情報」のみの回答となるため、下記の通りエラーチェック2にエラーが表示されますが、そのまま提出ください。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
1	エラーチェック1	エラーチェック2	制度分類	組織区分	機関コード	組織名	特定個人情報番号	制度情報	担当部署名	回答責任者役職	回答責任者氏名	回答責任者氏名	担当部署名	電話番号	メールアドレス	1-1	1-2	2-
2	情報入力完了	未回答あり	09_健康・医療	09_都道府県	02200010006	北海道		30	0XXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	00-0000-0001	aaaaaa@aaaa			
3	情報入力完了	未回答あり	09_健康・医療	09_都道府県	02201011002	北海道札幌市		30	0XXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	XXXXXXXX	00-0000-0001	aaaaaa@aaaa			
4																		
5																		
6																		
7																		

エラーチェック2にエラー表示があってもP列の「1-1」以降の回答がない（＝紐付け実績がない）こと確認し、回答がなければそのまま提出ください。